



# き 基になる情報

令和8年6月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

◎：労災係からのお知らせ

## 令和8年度 労働保険 年度更新

### 年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが年度更新手続きです。

令和8年度は、6月1日から7月10日までに、年度更新手続きをお願いします。

事業主の皆様へ (継続事業用)

### 令和8年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は都道府県労働局・労働基準監督署へ

**申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに**  
(申告・納付は原則として7月10日(金)は、金融機関(労働局・労働基準監督署)において大変混雑する可能性がありますので、なるべく早く申告・納付ください。)

△5月中の受付はできません(電子申請を含む)。

年度更新申告書の書き方については、コールセンターへお問い合わせください。  
 ☎ 0120-963-339 ※詳細は印刷のリーフレットをご覧ください。

**!このような場合でも、申告書の提出は必要です**

既に廃業しているため、保険関係を廃止する場合。  
(P.29を参照ください。)

現在は労働者を雇用していないが、今後、雇用する見込みがある場合。  
(P.28を参照ください。)

※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

**<便利な申告・納付方法のご案内>**

- 口座振替による納付  
納付額に行かなくても、納付が可能です。  
(詳しくは、裏表紙を参照ください。)
- 電子申請による申告・電子納付  
24時間どこでも申告・納付が可能です。  
(詳しくは、P.6を参照ください。)

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間事業者より照会させていただきます場合があります。

事業主の皆様へ (一括有期事業用)

### 令和8年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署へ

**申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに**  
(申告・納付は原則として7月10日(金)は、金融機関(労働局・労働基準監督署)において大変混雑する可能性がありますので、なるべく早く申告・納付ください。)

△5月中の受付はできません(電子申請を含む)。

年度更新申告書の書き方については、コールセンターへお問い合わせください。  
 ☎ 0120-963-339 ※詳細は印刷のリーフレットをご覧ください。

**!このような場合でも、申告書の提出は必要です**

既に廃業しているため、保険関係を廃止する場合。  
(P.29を参照ください。)

令和7年度は元締め工事を行なったが、今後、元締め工事を行う見込みがある場合。  
(P.28を参照ください。)

※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

**<便利な申告・納付方法のご案内>**

- 口座振替による納付  
納付額に行かなくても、納付が可能です。  
(詳しくは、裏表紙を参照ください。)
- 電子申請による申告・電子納付  
24時間どこでも申告・納付が可能です。  
(詳しくは、P.6を参照ください。)

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間事業者より照会させていただきます場合があります。

オンラインにアッサリ乗り換えよう

## 労働保険は電子申請

いつでもどこでも手続き可能!  
 カンタン・スピーディーに申請!  
 ムダな時間やコストも削減!

無料で初期設定をお手伝いします。

GビズIDなら  
 イメージキャラクター・ペパレス執事  
 電子証明書なしで労働保険年度更新が可能!

コラビキャラクター  
 員社員アサリ

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。

### 年度更新は電子申請で!

年度更新は、パソコンやスマートフォンから電子申請で手続きできます。

✓いつでもどこでも手続き可能!

自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

✓カンタン・スピーディー!

入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

✓ムダな時間やコストを削減!

労働局や監督署の窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費などを大幅に削減できます。



電子申請未利用事業場アドバイザー



年度更新申告書(継続事業)の書き方(動画)



年度更新申告書(建設事業)の書き方(動画)

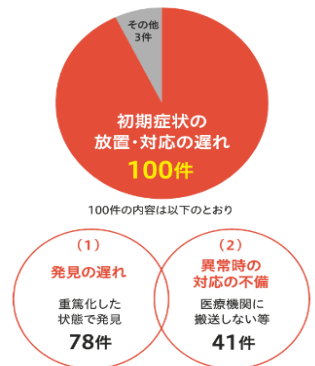
◎：安衛係からのお知らせ

**昨年（令和7年）6月1日から熱中症対策が義務化されました！  
～労働安全衛生規則が改正されました～**

近年、熱中症による労働災害が後を絶たないことから、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から熱中症対策が義務化されました。

熱中症による死亡災害の傾向として、「初期症状の放置や対応の遅れ」が原因の多くを占めていることから、昨年の改正では、「熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適正に対処することで重篤化を防ぐ」ことを目的とし、下記のポイントについて義務化されました。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



ポイントは、①体制整備、②手順作成、③関係者への周知。

①は、「熱中症の自覚症状のある作業員」や「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備を行うというものになります。

②は、熱中症のおそれのある労働者を把握した場合、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成」を行うというものになります。

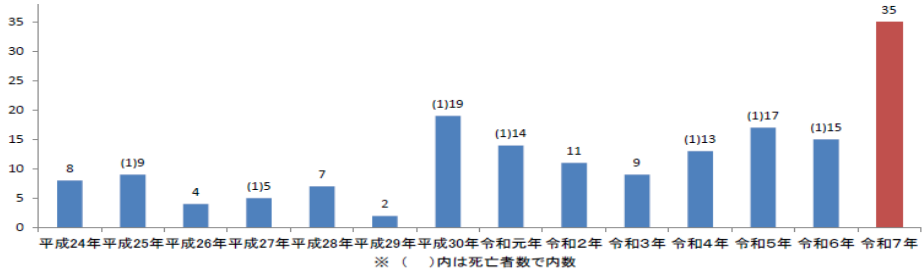
③として、①の体制、②の実施手順、「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」それぞれの周知を行うというものになります。

なお、対象となるのは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業になります。

詳細は、パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」をご確認ください。



大町労働基準監督署管内では、令和5年に熱中症による死亡災害が発生しております。また、水分・塩分の補給といった基本的な熱中症対策（「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」参照）も確実に講じましょう！



県内の熱中症発生状況（休業4日以上）。6月にも熱中症に係る災害は発生しています。早め早めの対策を！令和7年は、製造業、道路貨物運送業が発生数の1番目、2番目となっています。

業種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
製造業		2	1	(1) 3	1			3	2	1		2	2	10	(1) 27
建設業	5	(1) 2	2		5		5		1	1	3	5	3	3	(1) 35
道路貨物運送業				1	1	1	2			2	3	1	1	7	19
農業								1				(1) 2	1	1	5
林業								1						1	1
商業	1	2				(1) 2	1	1		(1) 2	4			3	(2) 16
保健衛生業						1	1	1		1				3	7
旅館業							1	1		1				1	4
飲食店	1														1
ビルメンテナンス業	1							1	1		1	1	1		6
産業廃棄物処理業			1	1				1					(1) 1		(1) 5
警備業		2				1	5	(1) 1	1	1	1		3	4	(1) 19
その他		1					3	3	4	3	1	2	3	3	23
合計	8	(1) 9	4	(1) 5	7	2	(1) 19	(1) 14	11	9	(1) 13	(1) 17	(1) 15	35	(7) 168

※ ( )内は死亡者数で内数

熱中症の月別発生状況 (平成24年～令和7年)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
熱中症(人)	1	7	17	(3) 65	(4) 60	16	1	1	(7) 168

※ ( )内は死亡者数で内数